

立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等に関する論点案

1. 経緯

- デジタル化・ネットワーク化に対応した取組が、立法・行政・司法の公的機関や企業等で推進されており、第21期文化審議会著作権分科会では公的機関や企業等におけるDXの基盤整備の観点から今後考えられる著作権法上の課題について検討を行ってきた。
- 昨年度の法制度小委員会では、民事訴訟法の改正に伴う民事裁判手続のIT化に対応した著作権法の改正等について検討を行い、所要の制度改正が行われた。今年度は、引き続きその他の課題について、検討を行う。

2. 主な論点案

※枠囲みは令和4年3月18日文化審議会著作権分科会（第63回）資料3-2「法制度小委員会の審議の経過等について」より

① 立法・行政のデジタル化に対応した内部資料の公衆送信等について

- ・デジタル時代に在るべき行政の姿を著作権法の観点からも支えていくことが必要。現行法で可能となっている内部資料としての複製について、デジタルでも同様の利用ができるようにすることが必要。
- ・その際、現行法下での複製行為において許容される範囲と同等の範囲での公衆送信に限定した検討や、ライセンス市場等の既存ビジネスを阻害しないよう対象を限定した検討が必要。
- ・「内部資料」の解釈については周知を徹底する必要がある。その際、現行の解釈も含め検討が必要。

② その他、DX時代に対応した著作権制度・政策の見直しについて

- ・オンラインの進展やネット空間の拡大に対応した著作権法第38条、第39条、第45条等の検討が必要。
- ・災害発生時の情報収集や情報発信等のための著作物の利用についても検討が必要。
- ・DX時代に対応した著作物の利用円滑化とバランスを取りつつ、著作権・著作者人格権等の権利内容の検討が必要。

(以上)